

甲斐市貨物自動車運送事業者 緊急支援事業

地域経済を支える重要なインフラである物流を維持するため、原油価格高騰による厳しい経営状況のなか事業を継続している貨物自動車運送事業者を支援します。

対象事業者

①と②の要件を満たす事業者

- ①中小企業者のうち、市内に事業所を有し、継続して事業を営む意思のある貨物運送事業者（みなし大企業を除く）

※貨物運送事業者・・・次の事業許可を受けた、または届出済みの事業者（ア～ウいずれかに該当）

ア．一般貨物自動車運送事業

イ．特定貨物自動車運送事業

ウ．貨物軽自動車運送事業

- ②甲斐市暴力団排除条例第2条1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等でない者

対象車両

①・②の要件を満たす車両

- ①対象事業者が所有し、またはリースにより借り受け、かつ現に使用している車両

※被牽引車・霊柩車・二輪車は除く

- ②自動車検査証が次のア～ウすべてに該当している車両

ア．「登録年月日」または「交付年月日」欄に記載されている年月日が、

令和5年3月31日以前であること

イ．「使用の本拠の位置」欄に記載されている住所が甲斐市内であること

ウ．「有効期限の満了する日」欄に記載されている年月日が、

補助金交付申請日以降であること

補助金額

自動車種別	給付額	
普通自動車	車両1台あたり	10万円
小型自動車	車両1台あたり	4万円
軽自動車	車両1台あたり	2万円



申請に必要な書類

必要書類

☐	1	甲斐市貨物自動車運送事業者緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
☐	2	補助金対象車両一覧（様式第2号）
☐	3	補助対象車両の自動車検査証の写し ※申請車両すべて
☐	4	一般貨物自動車運送事業者・特定貨物自動車運送事業者の場合 →事業許可書・事業計画書の写し 貨物軽自動車運送事業の場合 →経営届出書の写し ※事業計画書又は経営届出書に変更があった場合は、変更項目がわかる申請書等の写しも併せて添付すること。
☐	5	振込口座が確認できる金融機関の通帳の写し ※次の内容が確認できる預金通帳1枚目の見開きページ等 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人

甲斐市貨物自動車運送事業者緊急支援事業についてのQ&A

Q1：市内の事業所で使用している事業用車両なら対象になりますか。

A1：市内の事業所が有している車両が対象となります。その確認として、自動車検査証の「使用の本拠の位置」記載の住所が甲斐市内の住所である必要があります。

Q2：複数回に分けて申請することは可能ですか。

A2：申請は1回限りとなります。

※車両の申請漏れがあった場合でも、追加で受けることはできません。

Q3：いつ頃に補助金をもらえますか。

A3：申請後の審査が終了次第、順次交付します。申請が集中した場合は、お時間をいただきますが、ご了承ください。

申請方法・問い合わせ先

必要書類を郵送または窓口へ持参

受付期間：令和5年4月3日（月）～10月31日（火）

受付時間：8時30分～17時15分 ※窓口は平日のみ受付

提出窓口：甲斐市役所 竜王庁舎 本館2階 ②④窓口

郵送先：〒400-0192

山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市役所 商工観光課

「貨物自動車緊急支援事業」担当

電話番号：055-278-1708（商工観光課直通）